

後期高齢者 医療制度のお知らせ



被保険者証が 変わります。

被保険者証について

新しい被保険者証（ピンク色）を、7月中旬に、簡易書留で送付いたします。

若草色の被保険者証は、8月1日以降はご使用になれません。新しい被保険者証（ピンク色）が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証を朝日町役場へ返却してください。（ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。）

また、8月1日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証（ピンク色）を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証（住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関などの窓口に表示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける場合は、朝日町役場保険福祉課に申請してください。詳しくは、7月発送の被保険者証に同封される後期高齢者医療制度のご案内をご覧ください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中（1月～3月までは前々年中）の所得を用います。

○今年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 42,965円 \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等} * - 33万円) \times 8.86\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ (\text{賦課限度額} 62万円) \end{array}$$